

原子力損害の補完的な補償に関する条約の説明書

外
務
省

目次

一	概説	一
1	条約の成立経緯	一
2	条約締結の意義	一
3	条約の締結により我が国が負うこととなる義務	一
4	早期国会承認が求められる理由	二
5	我が国が付する留保	二
二	条約の内容	三
1	条約本文	三
(1)	定義	三
(2)	目的及び適用	三
(3)	約束	三
(4)	拋出金の計算	四
(5)	地理的な適用範囲	四
(6)	原子力損害の通報	四
(7)	資金の要請	五
(8)	原子力施設の一覧表	五
(9)	求償権	五
(10)	資金の使用及び手続	五
(11)	資金の分配	六

(12)	他の条約との関係	六
(13)	管轄権	六
(14)	準拠法	六
(15)	国際法	七
(16)	紛争解決	七
(17)	最終条項	七
2	附属書	七
(1)	定義	七
(2)	法令の適合性	七
(3)	事業者の責任	八
(4)	責任の額	九
(5)	金銭上の保証	九
(6)	輸送	九
(7)	二以上の事業者の責任	九
(8)	消滅の期間	九
(9)	求償権	一〇
(10)	準拠法	一〇
三	条約の実施のための国内措置	一〇
(参 考)		一一

一 概説

1 条約の成立経緯

(1) 千九百八十六年四月にチェルノブイリ原子力発電所で事故が生じた後、原子力損害の賠償について検討する機運が世界的に高まり、国際原子力機関（以下「IAEA」という。）は、千九百八十九年二月の理事会において原子力損害についての責任に関するワーキング・グループを設置し、既存の制度の強化等について検討した。その後、原子力損害についての責任に関する常任委員会が開催され、ここでは、一定水準以上の賠償が迅速に行われるよう、各締約国が自国の原子力損害賠償制度に反映すべき基本的な事項（原子力事業者が無過失で責任を負うこと、責任上限額、賠償すべき損害の範囲等）や国際的な裁判管轄権の調整等について定め、国内の原子力賠償制度上の責任上限額を超える損害を全ての締約国が拠出する資金により一定程度補償する制度を持つ原子力損害の補完的な補償に関する条約（以下「条約」という。）の起草作業が行われた。

(2) 条約は、千九百九十七年九月にIAEAにおいて開催された外交会議において我が国を含む賛成多数で採択され、同月に開催された第四十一回IAEA総会において署名のために開放された。

2 条約締結の意義

条約は、締約国間で補完的な資金調達の制度を設けることや、事故発生国に裁判管轄権が専属すること等を定めるものである。我が国がこの条約を締結し、その早期発効に寄与することは、原子力損害に関する国際的な賠償制度の構築への貢献、原子力事故時の賠償の充実と被害者の迅速かつ公平な救済及び法的予見性の向上が可能になることから有意義であると認められる。

3 条約の締結により我が国が負うこととなる義務

この条約の締結により我が国が負うこととなる主要な義務の概要は、次のとおりである。

- (1) 原子力損害に関する賠償又は補償に関し、一つの原子力事故当たり、三億SDR又はこれよりも高い特定の金額であって原子力事故に先立ついずれかの時点において寄託者に明示するもの等を利用可能とすること。
- (2) 条約が規定する算定方式に従って算定される金額の公的資金を利用可能とするための拠出金を一定の場合に支払うこと。
- (3) 原子力損害についての事業者の責任を無過失責任とすること。

- (4) 原子力事故による原子力損害に関する訴えの管轄権について、当該原子力事故が自国内で生じた締約国の裁判所に専属させること。

4 早期国会承認が求められる理由

我が国がこの条約を締結することにより、その早期発効に寄与するとともに、発効当初から締約国として条約の実効性を高めるために積極的に参画し、国際的な原子力損害賠償制度の構築に寄与すること等が重要であることから、この条約を早期に締結することが望ましい。

5 我が国が付する留保

- (1) 附属書第一条2は、関連する危険の程度が小さいという理由により正当であると認める場合には、原子力施設に関しては、条約の適用の除外がIAEAの理事会が定める基準に適合していること、少量の核物質に関しては、条約の適用の除外がIAEAの理事会が定める核物質の量の最大限度の範囲内であることを条件に、施設国は原子力施設又は少量の核物質について条約の適用を除外することができる旨規定している。現時点で、これらに関するIAEAの理事会の基準及び核物質の量の最大限度が作成されていないことから、これらの基準及び最大限度が定められていない場合には、国内法に基づく適用除外を確保するため所要の留保を付するものである。

- (2) 附属書第三条1(b)(i)から(iii)まで及び(c)(i)から(iii)までの規定は、原子力施設から他の原子力施設に輸送される核物質に係る原子力事故については、書面による契約の明示的な条件が定められている場合には当該条件に従うこと、そのような条件が定められていない場合には核物質の管理が移転するまでの間は発送者である原子力施設の事業者が責任を負うこと等を規定しているが、我が国としては、他の締約国の原子力事業者と我が国の原子力事業者との間で輸送中の核物質に係る原子力事故について、我が国の国内法令に従って、我が国の原子力施設の事業者に責任を負わせることとするため所要の留保を付するものである。

- (3) 附属書第三条7(b)は、原子力施設と同一の敷地にある財産であって、当該原子力施設に関連して使用されているもの又は使用される予定のものに生ずる原子力損害について、事業者は責任を負わない旨規定しているが、我が国としては、原子力施設と同一の敷地にある財産であって、当該原子力施設に関連して使用されているもの又は使用される予定のものに生じた原子力損害について

も、我が国の国内法令に従って、当該事業者自身が受けた損害以外は事業者に責任を負わせることとするため所要の留保を付するものである。

二 条約の内容

この条約は、前文、本文二十七箇条及び末文並びにこの条約の不可分の一部を成す附属書から成り、その概要は、次のとおりである。

1 条約本文

(1) 定義（第一条）

この条約上の用語（「ウィーン条約」（千九百六十三年五月二十一日の原子力損害についての民事責任に関するウィーン条約（同条約の改正であって、この条約の締約国について効力を有しているものを含む。））、「パリ条約」（千九百六十年七月二十九日の原子力の分野における第三者に対する責任に関するパリ条約（同条約の改正であって、この条約の締約国について効力を有しているものを含む。））、「原子炉」、「施設国」、「原子力損害」等）について定義している。

(2) 目的及び適用（第二条）

条約は、ウィーン条約若しくはパリ条約のいずれかを実施する国内法令又は条約の附属書の規定に適合する国内法令に従って設けられる各締約国の賠償又は補償の制度を補完することを目的とする。条約の制度は、締約国の領域内に所在し、平和的目的のために使用される原子力施設の事業者が責任を負う原子力損害に適用する。

(3) 約束（第三条）

一の原子力事故当たりの原子力損害に関する賠償又は補償は、次に掲げる措置により確保される。

ア 施設国は、三億SDR、又は三億SDR以上の金額であって原子力事故に先立ついずれかの時点において寄託者に明示するもの等が利用可能であることを確保する。

イ アに従って利用可能とされる金額に加え、締約国は、第四条に規定する計算式に従って公的資金を利用可能とする。

ウ ア及びイに基づく原子力損害の賠償又は補償は、国籍、住所等による差別なく、公平に分配される。

(4) 抛出金の計算（第四条）

締約国が第三条に規定する公的資金を利用可能とするための抛出金の計算式等について規定している。

(5) 地理的な適用範囲（第五条）

第三条に規定する資金は、締約国の裁判所が第十三条の規定に従って管轄権を有することを条件として、次に掲げる原子力損害に使用する。

ア 締約国の領域内において生ずる原子力損害

イ 締約国の領海を越える海域又はその上空において生ずる原子力損害（この条約の締約国でない国の領海又はその上空で生ずる損害を除く。）であつて、次に掲げるもの

(ア) 締約国を旗国とする船舶内において生じ、若しくは当該船舶が受ける原子力損害、締約国の領域で登録された航空機内において生じ、若しくは当該航空機が受ける原子力損害又は締約国の管轄の下にある人工島、施設若しくは構築物において生じ、若しくはこれらが受ける原子力損害

(イ) 締約国の国民が受ける原子力損害

ウ 締約国の排他的経済水域若しくはその上空又は締約国の大陸棚において、当該排他的経済水域又は当該大陸棚の天然資源の開発又は探査に関連して生ずる原子力損害

なお、この条約は、いずれの署名国又は加入国も、この条約への署名若しくは加入の際又は批准書の寄託の際に、右規定の適用上、自国の領域内に常居所を有すると自国の国内法令の下で認められる個人又はそのうちの一定の範囲の者を自国の国民とみなすことを宣言することができると規定しており、我が国は自国の領域内に常居所を有すると自国の国内法令の下で認められる個人を我が国の国民とみなす旨の宣言を行う予定である。

(6) 原子力損害の通報（第六条）

締約国が他の国際的な合意に従って負う義務に影響を及ぼすことなく、自国の裁判所が管轄権を有する締約国は、原子力事故により生ずる損害が第三条の規定に従って利用可能とされる金額を超え、又は超えることが見込まれ、かつ、第三条の規定に基づく

拠出金が必要となる可能性があると認める場合には、他の締約国に対し当該原子力事故について直ちに通報する。これに関連し、締約国は、締約国間の手続を定めるため、全ての必要な措置を遅滞なくとするものとする。

(7) 資金の要請（第七条）

自国の裁判所が管轄権を有する締約国は、第六条に規定する通報の後、第三条の規定に従って必要とされる公的資金が実際に必要となる限度で、かつ、当該公的資金が実際に必要となる時に、他の締約国に対し当該公的資金を利用可能とすることを要請する。その要請を行った締約国は、当該公的資金を使用する排他的権限を有する。締約国は、通貨又は送金に関する現行又は将来の規則にかかわらず、第三条1(b)の規定に従って提供される拠出金の送金及び支払を何ら制限を設けることなく許可する。

(8) 原子力施設の一覧表（第八条）

締約国は、批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の際に、第四条3に規定する原子力施設を全て記載した完全な一覧表について寄託者に通報する。当該一覧表には、拠出金の計算のために必要な事項を含める。締約国は、一覧表について行う全ての修正を寄託者に対し速やかに通報する。当該修正が原子力施設の追加を含む場合には、その通報は、その施設への核物質の搬入の予定日の少なくとも三箇月前に行う。

(9) 求償権（第九条）

締約国は、責任を負う事業者の原子力施設が自国の領域内に所在する締約国及び拠出金を支払ったその他の締約国が、当該事業者が有する求償権の範囲内において、かつ、締約国が支払った拠出金の限度において、当該事業者が有する求償権から受益することができるようになるため、法令を制定する。責任を負う事業者の原子力施設が自国の領域内に所在する締約国は、損害が当該事業者の過失の結果生ずる場合には、この条約に従って利用可能とされる公的資金を当該事業者から回収することについて法令で定めることができる。

(10) 資金の使用及び手続（第十条）

第三条の規定に従って利用可能とされる資金の使用の制度及び当該資金の分配の制度は、自国の裁判所が管轄権を有する締約国の制度とする。締約国は、損害を受けた者が賠償又は補償のために提供される資金の財源に応じて個別の手続をとることなく当該

賠償又は補償を受ける権利を行使することができると及び責任を負う事業者に対する手続に締約国が参加することができることを確保する。

(11) 資金の分配（第十一条）

第三条の規定により提供される資金の分配について規定している。当該資金の五十パーセントに相当する金額は、自国の内外で生ずる原子力損害に係る請求について賠償又は補償を行うために利用可能とする。

(12) 他の条約との関係（第十二条）

この条約に別段の定めがある場合を除くほか、締約国は、ウィーン条約又はパリ条約により付与される権限を行使することができるものとし、ウィーン条約又はパリ条約のいかなる規定も、他の締約国が第三条に規定する公的資金を利用可能とするため当該他の締約国について援用することができるものとする。この条約のいかなる規定も、締約国がウィーン条約若しくはパリ条約又はこの条約の範囲外の規定を設けることを妨げるものではない。ただし、当該規定は、他の締約国にとつての追加的な義務を含まないものとし、自国の領域内に原子力施設を有しない締約国における損害は、相互主義の欠如を理由として追加的な賠償又は補償の対象から除外されないものとする。この条約のいかなる規定も、締約国が第三条1(a)の規定に基づく義務を履行し、又は原子力損害の賠償若しくは補償のために追加的な資金を提供するため、地域的な協定その他の協定（他の締約国についてこの条約に基づく義務に追加的な義務を含まないものに限る。）を締結することを妨げるものではない。

(13) 管轄権（第十三条）

この条に別段の定めがある場合を除くほか、原子力事故による原子力損害に関する訴えの管轄権は、当該原子力事故が自国内で生じた締約国の裁判所に専属する。二以上の締約国の裁判所が原子力損害に関する訴えの管轄権を有する可能性がある場合には、当該二以上の締約国は、いずれの締約国の裁判所が管轄権を有するかを合意により決定する。

(14) 準拠法（第十四条）

一の原子力事故については、ウィーン条約若しくはパリ条約又はこの条約の附属書のいずれかが、場合に応じ他を排除して適用される。この条約、ウィーン条約又はパリ条約のいずれかの規定が場合に応じ適用される場合を除くほか、準拠法は、権限のある

裁判所が属する国の法令とする。

(15) 国際法（第十五条）

この条約は、国際法の一般原則に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

(16) 紛争解決（第十六条）

この条約の解釈又は適用に関して締約国間に紛争が生じた場合には、紛争当事国は、交渉又は当該紛争当事国が受け入れることができるその他の平和的な紛争解決手段により紛争を解決するために協議する。紛争が協議の要請から六箇月以内に解決することができない場合には、当該紛争については、いずれかの紛争当事国の要請により、決定のため仲裁又は国際司法裁判所に付託する。当該紛争が仲裁に付託された場合において、当該要請の日から六箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しないときは、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所長又は国際連合事務総長に対し、一人又は二人以上の仲裁人の指名を要請することができる。紛争当事国の要請が抵触する場合には、国際連合事務総長に対する要請が優先する。

(17) 最終条項（第十七条から第二十七条）

署名、批准等、加入、効力発生、廃棄、終了、改正等について規定している。

2 附属書

この条約の締約国であつて、条約第一条(a)又は(b)に定義する条約のいずれの締約国でもないものは、この附属書の規定で当該締約国において直接適用されないものについて、自国の国内法令がこの附属書の規定に適合することを確保する。自国の領域内に原子力施設を有しない締約国は、この条約に基づく自国の義務を実施するために必要な国内法令を定めることのみが求められる。

(1) 定義（第一条）

「核燃料」、「原子力施設」、「核物質」、「事業者」、「放射性生成物又は放射性廃棄物」の用語の定義及び原子力施設又は少量の核物質についてこの条約の適用を除外することができる条件について規定している。

(2) 法令の適合性（第二条）

千九百九十五年一月一日の時点において国内法に特定の規定を含み、引き続き当該規定を含む場合には、附属書第三条から第五

条まで及び第七条の規定に適合するものとみなす。

(3) 事業者の責任（第三条）

ア 原子力施設の事業者が原子力損害について責任を負う場合について規定している。（第三条1）

イ 事業者は、原子力損害について無過失責任を負う。（第三条3）

ウ 事業者は、武力紛争、敵対行為、内乱又は暴動に直接起因する原子力事故により生ずる原子力損害について責任を負わない。

施設国の法令に別段の定めがある場合を除くほか、事業者は、重大な自然災害であつて、例外的な性質を有するものに直接起因する原子力事故により生ずる原子力損害について責任を負わない。（第三条5）

エ 事業者は、次に掲げる原子力損害について責任を負わない。（第三条7）

(ア) 原子力施設自体及び当該原子力施設が所在する敷地内に所在する他の原子力施設（建設中のものを含む。）に生ずる原子力損害

(イ) 原子力施設と同一の敷地にある財産であつて、当該原子力施設に関連して使用されているもの又は使用される予定のものに生ずる原子力損害

(ウ) 国内法令に別段の定めがある場合を除くほか、原子力事故が生じた時に当該原子力事故に係る核物質が置かれていた輸送手段に生ずる原子力損害。事業者が当該原子力損害について責任を負うことが国内法令により定められている場合には、当該原子力損害の賠償又は補償は、他の損害について事業者が負う責任の額を一億五千万SDR又は締約国の国内法令により設定されるこれよりも高い金額よりも低い額に減少させることとなつてはならない。

オ 原子力損害の賠償又は補償を受ける権利は、責任を負う事業者に対してのみ行使することができる。ただし、事業者以外の者の財源からの資金を利用することにより賠償又は補償を確保するため、国内法令の規定に従つて利用可能とされる資金の提供者に対して請求する直接の権利が国内法令により認められる場合は、この限りでない。（第三条9）

カ 事業者は、原子力事故により生ずる損害について、この条約に基づく国内法令の規定の範囲外において責任を負わない。（第三条10）

(4) 責任の額（第四条）

施設国が制限することのできる、一の原子力事故について事業者が負う責任の額の金額について規定している。責任を負う事業者について締約国の法令に従って設定する金額は、原子力事故が生ずる場所のいかんを問わず適用される。（第四条 1）

(5) 金銭上の保証（第五条）

ア 事業者は、原子力損害についての自己の責任を担保するため、保険その他の金銭上の保証を有し、及び維持しなければならない。（第五条 1）

イ 当該保険その他の金銭上の保証が核物質の輸送に関するものである場合には、当該輸送の期間中は、当該保証を停止し、又は取り消してはならない。（第五条 4）

(6) 輸送（第六条）

ア 輸送中の原子力事故に関する事業者の責任の最高限度額は、施設国の国内法令により規律される。（第六条 1）

イ 締約国は、自国の領域を通過して行われる核物質の輸送に関し、事業者の責任の額が自国の領域に所在する原子力施設の事業者の責任の最高限度額を超えない額に増加されることを当該輸送の条件とすることができる。（第六条 2）

(7) 二以上の事業者の責任（第七条）

原子力損害に二以上の事業者の責任が関与する場合において、それぞれの事業者の責めに帰すべき損害を合理的に分割することができないときは、関係する事業者は、連帯して責任を負う。施設国は、前段の規定により設定される責任の額と第四条 1 の規定により設定する責任の額との差額（該当する場合に限る。）に一の原子力事故について利用可能とする公的資金の金額を制限することができる。（第七条 1）

(8) 消滅の期間（第九条）

この条約に基づいて賠償又は補償を請求する権利は、原子力事故の日から十年以内に訴えが提起されない場合には、消滅する。ただし、施設国の法令により事業者の責任が十年よりも長い期間保険その他の金銭上の保証又は国の資金により担保される場合には、権限のある裁判所が属する国の法令は、事業者に賠償又は補償を請求する権利が十年よりも長い期間（施設国の法令により事

業者の責任が担保される期間を超えないものに限る。）の後に消滅することを定めることができる。（第九条1）

(9) 求償権（第十条）

国内法令は、書面による契約によりその旨が明示的に定められる場合及び原子力事故が、損害を生じさせることを意図した自然人の作為又は不作為により生じた場合において、当該自然人に対して求償するときにのみ、事業者が求償権を有することを定めることができる。

(10) 準抛法（第十一条）

この条約の規定が適用される場合を除くほか、原子力事故により生ずる原子力損害の賠償又は補償の性質、形態、範囲及び公平な配分は、権限のある裁判所が属する国の法令により規律される。

三 条約の実施のための国内措置

1 この条約の実施のため、原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を改正する法律案並びに原子力損害の補完的な補償に関する条約の実施に伴う原子力損害賠償資金の補助等に関する法律案が今次国会に提出される。

2 この条約の締結により、一定の場合に、抛出金支払義務が生ずるため、予算措置を必要とする。

(参 考)

- 1 採択 平成九年九月十二日 ウイーンにおいて採択
- 2 効力発生 平成二十六年十月一日現在 未発効（五以上の国であつて、その原子力設備容量の合計が四十万単位以上となるものが批准書、受諾書又は承認書を寄託した日の後九十日で効力を生ずる。）
- 3 署名国 平成二十六年十月一日現在 十三箇国（締約国を除く。）
オーストラリア、カナダ、チェコ、インド、インドネシア、イタリア、レバノン、リトアニア、モーリシヤス、ペルー、フィリピン、セネガル、ウクライナ
- 4 締約国 平成二十六年十月一日現在 五箇国
アルゼンチン、モロッコ、ルーマニア、アラブ首長国連邦、アメリカ合衆国

